

2020年4月30日
ヒロセ電機株式会社

新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置に伴う対応の件（第4報）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都道府県知事による緊急事態措置を受け、該当拠点での出社を自粛し、4月8日よりリモートワークに移行しております。

これまで、対象期間を5月6日までと致しましたが、各自治体による外出自粛要請が継続、感染拡大は依然として予断を許さない状況であります。これにより当社は、5月17日まで該当拠点のリモートワーク対応を継続することに致しました。今後とも当社は、感染拡大の防止に努めてまいります。

・該当拠点

本社、横浜センター、菊名事業所、関西支店、中部営業所、北関東営業所、西日本営業所

・対象期間

2020年5月17日（日）まで

以 上